

第1章 計画の概要

1. 策定の背景と目的

これまで、全国的な少子化の流れを変えるため、国は様々な少子化対策を講じてきており、平成15年7月には「次世代育成支援対策推進法」（以下、「推進法」という。）を制定しました。

この推進法に基づき、本市では平成22年度から平成26年度を計画期間とする「糸島市次世代育成支援対策行動計画」（以下、「行動計画」という。）を策定（平成22年3月）し、計画的に次世代育成支援対策の取り組みを進めてきました。

こうした中、平成24年8月に「子ども・子育て支援法」をはじめとする子ども・子育て関連3法が成立し、「質の高い幼児期の学校教育・保育の総合的な提供」、「保育の量的拡大・確保、教育・保育の質的改善」、「地域の子ども・子育て支援の充実」を柱とする、子ども・子育て支援の新たな制度が平成27年度より施行される予定です。

子ども・子育て支援法において、市町村は子ども・子育て支援給付に係る教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保等を図るため、市町村子ども・子育て支援事業計画を策定することとされています。

また、平成26年度において、行動計画の計画期間が終了することから、本市では、子ども・子育て支援に関する各取り組みを総合的に進めていくことを目的として「糸島市次世代育成支援対策行動計画（子ども・子育て支援事業計画）」を策定しました。

2. 計画の性格

糸島市次世代育成支援対策行動計画（糸島市子ども子育て支援事業計画）は、「次世代育成支援対策推進法」（第8条）に基づき、子どもや子育て家庭等を対象として、本市が今後進めていく子育て支援施策の方向性や目標を総合的に定める「次世代育成支援対策行動計画」に、「子ども・子育て支援法」（第61条）に基づき、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保の内容等を定める「子ども・子育て支援事業計画」を合わせたものです。

本計画の実施にあたっては、行政のみならず、家庭や地域、保育施設、幼稚園、学校等が、次世代育成支援（次代を担う子ども及び子育て家庭を社会全体で支援すること）の視点に立ち、一体的に施策の推進を図るものです。

3. 計画の期間

糸島市次世代育成支援対策行動計画（糸島市子ども・子育て支援事業計画）は、平成27年度から平成31年度までの5年間の計画を定めることとしています。

なお、教育・保育に関する国の制度の見直しや、実施上の課題等を踏まえて、必要に応じて見直しを行うものとします。

